

3月定例会

第1回 境港市議会（定例会）会議録（第5号）

議事日程

平成17年3月25日（金曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 議案第8号 議案第19号 議案第20号 議案第21号 議案第22号

議案第23号 議案第24号 議案第25号 議案第36号

陳情第1号 陳情第3号

平成16年 陳情第17号

（総務委員会委員長報告）

議案第9号 議案第12号 議案第13号 議案第17号 議案第26号

議案第27号 議案第28号

（教育民生委員会委員長報告）

議案第10号 議案第11号 議案第14号 議案第15号 議案第16号

議案第18号 議案第29号 議案第30号 議案第31号 議案第32号

議案第33号 議案第34号 議案第35号

陳情第2号

（経済建設委員会委員長報告）

第3 議員提出議案第1号 「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」の提出について

議員提出議案第2号 北方領土問題の解決促進に関する決議

第4 議員提出議案第3号 境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

第5 議員提出議案第4号 境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について

本日の会議に付した事件

日程と同じ

出席議員（18名）

1番 下西淳史君

3番 平松謙治君

6番 定岡敏行君

8番 長谷正信君

10番 渡辺明彦君

2番 水沢健一君

5番 永田辰巳君

7番 松下克君

9番 荒井秀行君

11番 石長靖哉君

12番 竹内祐治君
14番 植田武人君
16番 岩間悦子君
18番 岡空研二君

13番 南條可代子君
15番 黒目友則君
17番 米村一三君
19番 森岡俊夫君

欠席議員

なし

説明のため出席した者の職氏名

市長	中村勝治君	助役	竹本智海君
教育長	根平雄一郎君	総務部長	安倍和海君
市民生活部長	早川健一君	産業環境部長	武良幹夫君
建設部長	松本健治君	総務部次長	松本光彦君
総務部次長	宮辺博君	産業環境部次長	足立一男君
建設部次長	松本一夫君	秘書課長	佐々木史郎君
総務課長	清水寿夫君	財政課長	下坂鉄雄君
地域振興課長	荒井祐二君	管理課長	洋谷英之君
都市整備課長	宮本衡己君	教育総務課長	門脇俊史君

事務局出席職員職氏名

局長	景山憲君	主査	戸塚扶美子君
調査庶務係長	武良収君	議事係主幹	片寄幸江君

開議（10時00分）

議長（下西淳史君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（下西淳史君） 日程第1、会議録署名議員を指名いたします。

署名議員に、長谷正信議員、黒目友則議員を指名いたします。

日程第2 議案第8号～議案第36号・陳情第1号～陳情第3号

平成16年陳情第17号

（各委員会委員長報告）

議長（下西淳史君） 日程第2、議案第8号から議案第36号、陳情第1号から陳情第3

号、閉会中の継続審査となっておりました平成16年陳情第17号を一括上程し、各委員会委員長の報告を求めます。

まず、総務委員会委員長、渡辺明彦議員。

総務委員会委員長（渡辺明彦君） おはようございます。総務委員長報告を行います。

今期定例会において総務委員会に付託されました議案9件、陳情2件並びに閉会中の継続審査となっておりました陳情1件について審査の結果を申し上げます。

審査に当たりましては、中村市長を初め担当部課長、関係職員多数出席のもとに慎重に審査をしたところであります。

初めに、議案第8号、平成17年度境港市一般会計予算について申し上げます。

当議案審査に当たっては、3月15日、教育民生委員会、16日、経済建設委員会との連合審査を行ったところであります。平成17年度予算案は、長期の景気低迷による市税収入の落ち込みが続き、国の三位一体の改革の影響もあり、一般財源の確保に苦慮する中、平成15年度から取り組んだ給与カットや職員数の削減など総人件費の抑制に努め、行政経費全般について再度徹底した再点検を行い、市債借り入れ、基金取り崩しを最小限にとどめる一方、市民参画の市政を推進するための新たなシステムづくりや教育、福祉などの市民生活に直結した分野に重点を置き編成されたものであり、当会計の当初予算総額127億6,000万円は妥当なものと認め、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。ただし、1名の委員より反対の意思表示があったことを付言いたします。

また、審査の過程において、国の三位一体の改革が進行中であり、今後もさらに厳しい財政状況が想定され、本予算の執行及び計画事業の実行に当たっては次の事項に留意を求める意見があったことをあわせて報告いたします。

平成17年度一般会計予算審査に際しての留意事項。1、市税等の滞納解消により一層努められたい。2、各種委託料、助成金について抜本的な見直しを図られたい。3、企業誘致を促進する等、雇用の新規創出対策を図られたい。4、水産業の現状と課題を整理分析し、業界の構造改善を促進するとともに基盤整備に取り組まれたい。5、既存農地の有効利用を図るとともに、荒廃地の解消に努め、農業の振興を図られたい。6、協働のまちづくりの推進を図るため、市民参画の仕組み、組織を確立されたい。7、特色ある境港市の教育行政について一層の充実を図られたい。8、夕日ヶ丘団地及び深田川分譲地についてより一層の販売促進に努められたい。9、「さかな文化と妖怪文化」を全国に発信するとともに中海圏域との連携を強化し、観光の振興を図られたい。10、はまる一歩バスの運行に当たっての機材導入については、市民ニーズを正確に把握し、効率的な運営を図られたい。11、新焼却場の建設に当たっては、住民に対し十分な説明責任を果たし、積極的な情報開示に努められたい。以上であります。

次に、議案第19号、境港市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。これは市町村合併に起因して、条文中の郡、市の表記を改めるものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。この条例の主な改正点は、男性職員の育児参加のための休暇を新設するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第21号は、境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定についてであります。この条例は、地方公務員法第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関して必要な事項を定めるものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第22号、市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。これは、市長等の給料を減額する特例期間を平成20年9月30日までと変更するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第23号は、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。これは日額報酬を受ける委員等の報酬額を3,000円に減ずる改正を行うもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第24号、境港市職員定数条例の一部を改正する条例制定について申し上げます。これは、平成20年4月1日における当市の職員定数を現行の319人から269人へと規定するものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第25号、境港市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例制定について申し上げます。この条例は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、本市の公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関して必要な事項を定めるもので、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第36号、個別外部監査契約に基づく監査について申し上げます。外部監査制度の導入は中村市長の公約であります。このたびは境港新都市土地区画整理事業及び境港市土地開発公社に係る監査について、個別外部監査契約に基づく監査実施の議決を議会へ求めるものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情2件について申し上げます。

陳情第1号、JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書の提出を求める陳情は、国鉄労働組合米子地方本部執行委員長、小村宗一氏から提出されたものであります。国鉄の民営化から18年が経過しようとしており、2003年12月には最高裁がJRは使用者責任を負わないとの判断を示していることなどから、本陳情につきましては、全員異議なく、不採択すべきものと決しました。

次に、陳情第3号、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出についての陳情は、部落解放・人権政策確立要求鳥取県実行委員会会長、竹内功氏から提出されたものであります。委員からは、人権侵害の救済には法的措置を講ずるべきとの意見や、趣旨はわかるが、慎重にとの意見があり、採決の結果、賛成多数で採択し、意見書を提出すべきものと決しました。ただし、2名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示があった

ことを付言いたします。

最後に、閉会中の継続審査となっておりました平成16年度陳情第17号、消費税の大増税及び定率減税縮小に反対する陳情について申し上げます。この陳情は、「軍事費を削って、くらしと福祉・教育の充実を」国民大運動鳥取県実行委員会実行委員長、村口徳康氏ほか1団体から提出されたものであります。委員からは、定率減税については廃止で決着しており、消費税についても社会保障制度を維持していくためには、将来の消費税増税は避けて通れないとの意見や消費税増税には賛成できないとの意見がありましたが、委員会といたしましては、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1名の委員より趣旨採択すべきとの意思表示があったことを付言いたします。

以上で総務委員長報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、教育民生委員会委員長、岩間悦子議員。

教育民生委員会委員長（岩間悦子君） 教育民生委員長報告を行います。

今期定例市議会におきまして教育民生委員会に付託されました議案7件につきまして、助役を初め担当部課長、関係職員出席のもと慎重に審査を行いました。その結果を報告いたします。

初めに、議案第9号は、平成17年度境港市国民健康保険費特別会計予算であり、保険給付費の過去の実績や被保険者の増加等を考慮して、予算総額を32億7,468万2,000円とするものであり、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第12号は、平成17年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算であり、整備資金貸付事業費に5件の新規貸し付けを見込み、予算総額を1,481万4,000円とするものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号は、平成17年度境港市老人保健費特別会計予算であり、医療諸費については、対象年齢の引き上げに伴い対象者数は減となるが、1人当たりの医療費が伸びる見込みや過去の実績を考慮し、予算総額を40億5,181万6,000円とするものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号は、平成17年度境港市介護保険費特別会計予算であり、保険給付費、その他運営に必要な所要の経費を計上し、予算総額を22億2,663万6,000円とするものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第26号は、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定についてであり、通院医療費の助成対象とする乳幼児を4歳未満児を5歳未満児に改めるものであり、平成17年4月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第27号は、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定についてであり、児童の健全育成を目的とし設置されている児童クラブに新たに余子児童クラブを余子

小学校区に設置するものであります。平成17年4月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号は、学校その他の教育機関の施設使用に関する条例の一部を改正する条例制定についてであります。学校体育館を、学校体育館武道場を含むに改めるものであり、平成17年4月1日から施行するものであります。全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で教育民生委員会に付託されました議案7件についての報告を終わります。

議長（下西淳史君） 次に、経済建設委員会委員長、黒目友則議員。

経済建設委員会委員長（黒目友則君） 経済建設委員会委員長報告を行います。

今期定例会におきまして、経済建設委員会に付託されました議案13件及び陳情1件につきまして審査の結果を御報告申し上げます。

なお、審査に当たりましては、竹本助役を初め担当部課長及び関係職員の出席のもと、慎重に審査を行ったところであります。

最初に、議案第10号は、平成17年度境港市駐車場費特別会計予算であり、市営日ノ出駐車場の管理運営に対する所要額を計上し、歳入歳出それぞれ550万4,000円とするものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第11号は、平成17年度境港市下水道事業費特別会計予算であり、花町、上道町、森岡町などの污水管渠整備工事及び実施設計と下水道センターの維持管理費などの所要額を計上し、歳入歳出それぞれ18億9,617万3,000円とするもので、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第14号は、平成17年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計予算であり、施設の維持管理などの所要額を計上し、歳入歳出それぞれ480万1,000円とするものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第15号は、平成17年度境港市深田川土地区画整理費特別会計予算であり、公債費の所要額を計上し、歳入歳出それぞれ9,505万4,000円とするものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第16号は、平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計予算であり、換地計画書作成業務委託及び公債費などの所要額を計上し、歳入歳出それぞれ4億7,439万円とするものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第18号は、平成17年度境港市污水处理施設整備費特別会計予算であり、老朽化した污水处理施設の改修のための工事費などの所要額を計上し、歳入歳出それぞれ3億8,199万円とするものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第29号、境港市国民保護協議会条例制定についてと、議案第30号、境港市国民保護対策本部及び境港市緊急対処事態対策本部条例制定についてであります。この

2 議案は、いずれも武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律に基づくものであり、議案第 29 号は、境港市国民保護協議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とし、平成 17 年 4 月 1 日より施行するものであります。また議案第 30 号は、市町村の国民の保護に関する計画で定めるところにより、境港市保護対策本部及び境港市緊急対処事態対策本部に関し必要な事項を定めるものであり、この条例は公布の日から施行するものであります。審議の結果、議案第 29 号及び議案第 30 号とも賛成多数で原案のとおり可決するものと決しました。しかし、1 名の委員から反対の意思表示があったことを付言いたします。

次に、議案第 31 号は、境港市法定外公共物管理条例制定についてであります。この条例は、道路法、河川法等の適用を受けない道路、河川等で市が所有するものの管理に関して必要な事項を定めるもので、平成 17 年 4 月 1 日から施行するものであり、審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第 32 号、境港市公共下水道特別使用者分担に関する条例制定について、さらに議案第 33 号、境港市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、さらに議案第 34 号、境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定については関連する議案であり、一括審議を行いました。その結果、議案第 32 号は、公共下水道認可区域外からの公共下水道の特別使用の許可を受けた土地の使用者の分担金の賦課及び徴収についての必要な事項を定める条例制定であります。また議案第 33 号は、境港市公共下水道条例に特別使用の許可に係る工事を定めたものであります。さらに議案第 34 号は、境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例に受益者負担金の減免対象者の改正等を行うものであります。

なお、これらの議案の施行は、いずれも平成 17 年 4 月 1 日から行うものであります。審議の結果、全員異議なく、原案のとおり可決するものと決しました。

次に、議案第 35 号は、建設工事の委託に関する基本協定の変更についてであります。これは境港市下水道センター建設工事に係る基本協定額の変更であり、契約金額 9 億 1,000 万円を設備工事の規模縮減などにより 1 億 300 万円減額し、8 億 700 万に変更するものであり、全員異議なく、可決するものと決しました。

続きまして、陳情第 2 号は、鳥取県農民運動連合会会長、東田久氏からのものであり、農業を守って、食料自給率を向上させるための意見書提出に関する陳情であります。国においては、農業改革を進めるに農政の柱となる食料・農業・農村基本計画の改定が行われており、またガット・ウルグアイ・ラウンドにおける国際間の農業合意があり、審査の結果、賛成多数で不採択すべきものと決しました。ただし、1 名の委員より採択すべきものと意思表示がありましたことを付言いたします。

以上で経済建設委員会に付託されました議案及び陳情についての報告を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で委員長報告を終わります。

討論に入ります。

通告により、定岡敏行議員。

6 番（定岡敏行君） ただいまの各委員長報告に関し、討論を行います。

予算関係議案のうち議案第 8 号、平成 17 年度一般会計予算案及び議案第 9 号、平成 17 年度国保特別会計予算案の可決に反対をいたします。

私は、議会に出て以来、小泉内閣の厳しい地方財政攻撃の中、住民に優しい単独自立のまちをともに切り開くという立場で予算審議に当たってまいりました。そして昨年、ハードからソフト重視への転換、借金依存体質からの脱却と収支バランスの維持に努力、全体としての民生費の増額など、行財政運営の基本にかかわる変化に注目をし、その前進に期待をし予算に賛成をいたしました。

新年度予算も、伸び続ける医療、福祉、介護などの財政需要にこたえつつ、老朽化した学校の計画的な改修事業とか乳幼児医療費特別助成の拡大、心身障害児の居宅生活支援の拡大など、また余子地区の児童クラブの設置と、切実な願いにこたえ、そして市民参画の市政推進へ市民委員会の設置などと中村市長の意欲をうかがわせるものであり、こうした姿勢を評価するものであります。しかし、新年度予算案は、引き続き家庭系ごみの有料化といった誤った政策を前提とし、一般質問でも指摘したように、ずさんな計画のまま広域による新焼却場建設の計画にいよいよ着手する予算案となっています。これは住民協力による減量化というごみ問題の一番の基本を妨げるもので、財政的にもこれからの境港市の今後と市民生活に重い負担をもたらすもので、賛成するわけにはなりません。

そういう大きなところでの財政改革の可能性をそのままに、新年度から人間ドックの受診料を 5,900 円から 8,900 円に、非課税世帯のそれも 1,500 円から 4,500 円に引き上げようとしています。命のとうとさと医療費の節約にも役立ってきた早期発見、早期治療という医療行政としても許されない間違いです。重大なことは、こうした医療・福祉施策の後退が受益と負担の公平を図る、こういう名のもとで相次いでいることです。ますます広がる貧富の差の中で、そういう受益と負担の原則に耐えられない階層がふえているからこそとられてきた、そういう社会福祉政策ではないでしょうか。それをすべて受益と負担の原則で切り分けていくとすれば、その負担に耐えられない市民は一体どこへ行けばよいのでしょうか。この人間ドック受診料の引き上げはその典型的なもので、市政とは何か、真剣な再検討を求めていると考えます。このまま容認することはできません。

続いて、議案第 25 号、指定管理者制度関連条例を可決との報告ですが、こうした指定行為から、市長や市会議員など優先的な地位にある利害関係者を排除する規定もない、市民会館など公の施設を民間委託するに当たって、これまでのサービスを低下させないという担保もない欠陥だらけの条例案であり、可決に反対をいたします。

議案 29 号、30 号、国民保護法関連条例は、ソ連崩壊以降、ただアメリカの横暴勝手を除けば、世界は国連を軸にした国際紛争の平和的な解決の流れになっているのに、有事だ、武力攻撃があったらどうすると危機意識をあおって、実は戦前のような自治体を軸に

した総動員体制の準備をするもので、否決すべきものと主張いたします。

陳情第3号は、自分たちは差別されていると開き直って行政や教育関係者などへの糾弾会をという暴力行為を重ね、今、利権集団に墮落した部落解放同盟の圧力に屈し、人権の名のもと解放同盟への批判を封じ込めようというものであり、不採択を主張いたします。

その片方で、陳情第1号、国際労働機関ILOも指摘するとおり、まさに所属組合による人権差別以外の何物でもないJR労組の不採用問題の陳情を不採択との議論には、その人権感覚を疑うものであります。採択を主張いたします。

陳情第2号は、食の安全と食料自給率の向上への国の責任を求めるしごく当たり前の陳情で、採択を主張いたします。

陳情第17号は、消費税増税に反対する陳情でございますけれども、この不採択との報告に反対し、採択を主張し、討論を終わります。

議長（下西淳史君） 次、米村一三議員。

17番（米村一三君） ただいまの総務委員長報告のうち、議案第8号、平成17年度境港市一般会計予算について賛成の立場で討論を行います。

中村市長におかれましては、本市の財政状態を熟知された上で、火中のクリを拾うと市長選に出馬されました。平成17年度当初予算は市長就任後、初めての予算編成であり、いかなる予算を組まれるのか多くの市民が注目したところであります。その内容を見ますと、一般会計の予算総額は127億6,000万円で、前年度対比、実質ベースで3.9%の減となっております。長引く景気低迷による税収の落ち込みや国の進める三位一体改革等の影響を受け財源の確保がさらに困難となる中、地方の多くは予算編成に苦慮し、県内を見ましても平成17年度末で基金の枯渇が予測される自治体も少なくありません。

こうした中、本市におきましては、市長みずからの交際費の大幅な削減や給与カット、職員数の削減による総人件費の抑制など行政コスト削減を徹底し、財源不足を補う基金取り崩し額を前年度対比6.3%の減とされたのは、まさに公約とされた自立可能な財政基盤の確立を目指すものであると考えます。

また、これらの改革を断行し財政の健全化を図りながらも、公約を実現すべく市民のニーズの多い諸事業には積極的な予算措置がなされております。市民活動支援施設の整備やまちづくり市民委員会の設置、NPOを初めとする市民団体への支援等、市民参画の市政の推進。小・中学校への指導補助員の配置や小学校の安全対策、市民図書館のIT化、親子ふれあい農園事業、ブックスタートプラス事業、特別医療対象者の拡大等、教育、福祉の充実。また個別外部監査導入による行政の透明性の向上等、新たな取り組みがなされております。市政の刷新を感じるところであります。

平成17年度当初予算は、市長の言われる改革と協働をキーワードに、市民参画の市政の推進と自立可能な財政基盤の確立を目指した予算であり、市職員が一丸となりこの難局に立ち向かっていることがうかがえ、中村市長の市政改革に取り組む意気込みを実感するところであります。

以上の理由により、議案第 8 号、平成 17 年度境港市一般会計予算は適切と認め、総務委員長報告に賛成するものであります。

なお、予算の執行に当たりましては、この予算編成の精神を継承し、市政発展のため中村市長以下、全職員がなお一層努力されることを要望し、賛成討論といたします。

議長（下西淳史君） 次に、松下克議員。

7 番（松下 克君） 私は、さきの総務委員会委員長報告のうち、議案第 8 号、平成 17 年度境港市一般会計予算について、原案に賛成の立場で討論を行います。

今期の予算は、国と地方の財政のあり方を問う本格的な議論が進む中で、行政運営の一層の効率化やシステムの変革、加えて財政基盤の持続性の確保、さらには地域経済の再生など多くの政策課題を抱える中で、改革 3 年目を迎えての編成であったと思います。その全体像は、税収の縮減による一般財源の確保が困難となる中で、引き続き投資事業の抑制や行政経費全般を見直す一方で、市長が提唱した住民参画の施策を推進するほか、教育や福祉にも新規事業を取り込むなど、市政のあり方に新鮮味を加味した内容であります。

また、将来を見据え、市債の発行等、基金の活用にも留意するなど、財政の持続性の確保にも配慮した緊縮調整型の編成となっております。したがって、本予算案は、持続可能な行財政運営を念頭に置き、現状可能な限り継続事業の遂行にも腐心するなど、予算案は適切に処置がなされているものと思います。

なお、一言申し上げます。行財政改革について指針をできるだけ早期にお示しいただきたいと存じます。いま一つは、本市の社会経済情勢が極めて憂慮すべき事態を迎えております。地域の再生についても特段の配慮を要望いたします。

次に、議案第 24 号、境港市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案に賛成ではなく、反対の立場で討論を行います。

職員定数の問題は、基礎的自治体の行政組織を構成する職員の枠組みの問題ではなく、行政運営の根幹を形成する重要な基盤であることは言うまでもありません。その定数の策定に当たっては、一時の感情や観念に惑わされることなく、あらゆる視点から精査を加えるなどして、あくまでも慎重な判断を期すべきであります。市民参画のまちづくり、行財政改革の推進、そして指定管理者制度の導入など、行革に関連する施策の動向が今後いかなる方向に展開していくのか、職員の定数管理に大いに影響が生ずるのは当然であります。いずれにしても行政の役割は不変であり、しかも業務はふえることがあっても減ることはないのであります。したがって、職員定数の削減を行革の数値目標として事前決定することは、いかがでありますでしょうか。ここ当分の間、行政全般の掌握状況を十分に見定めた上で、この問題に対処することが私は何よりも肝要であると思うのであります。

以上の理由により、本件、条例改正は時期尚早との見解で、私は本議案の委員長報告に反対を表明するものであります。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） 以上で討論を終わり、採決をいたします。

まず、議案について採決いたします。

議案第 8 号、平成 17 年度境港市一般会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 8 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 9 号、平成 17 年度境港市国民健康保険費特別会計予算について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 9 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 24 号、境港市職員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 24 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 25 号、境港市公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 25 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 29 号、境港市国民保護協議会条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 29 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、議案第 30 号、境港市国民保護対策本部及び境港市緊急対処事態対策本部条例制定について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議案第 30 号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました議案を除く各議案は、それぞれ原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号、平成 17 年度境港市駐車場費特別会計予算、議案第 11 号、平成 17 年度境港市下水道事業費特別会計予算、

議案第12号、平成17年度境港市高齢者住宅整備資金貸付事業費特別会計予算、議案第13号、平成17年度境港市老人保健費特別会計予算、議案第14号、平成17年度境港市市場関係者詰所事業費特別会計予算、議案第15号、平成17年度境港市深田川土地区画整理費特別会計予算、議案第16号、平成17年度境港市境港新都市土地区画整理費特別会計予算、議案第17号、平成17年度境港市介護保険費特別会計予算、議案第18号、平成17年度境港市污水处理施設整備費特別会計予算、議案第19号、境港市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第20号、境港市職員の勤務時間、休憩時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第21号、境港市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例制定について、議案第22号、市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第23号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第26号、境港市特別医療費助成条例の一部を改正する条例制定について、議案第27号、境港市児童クラブ条例の一部を改正する条例制定について、議案第28号、学校その他教育機関の施設使用に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第31号、境港市法定外公共物管理条例制定について、議案第32号、境港市公共下水道特別使用者分担に関する条例制定について、議案第33号、境港市公共下水道条例の一部を改正する条例制定について、議案第34号、境港市公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第35号、建設工事の委託に関する基本協定の変更について、議案第36号、個別外部監査契約に基づく監査については、原案のとおり可決いたしました。

次に、陳情について採決いたします。陳情第1号、JR不採用問題の解決に向けた協議の開始を求める意見書の提出を求める陳情は、委員会においては、不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第1号は、不採択と決しました。

次に、陳情第2号、農業を守って、食料自給率を向上させるための意見書提出に関する陳情は、委員会においては、不採択であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第2号は、不採択と決しました。

次に、陳情第3号、人権侵害の救済に関する法律の早期制定を求める意見書の提出についての陳情は、委員会においては、採択、意見書提出であります。これに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、陳情第3号は、採択、意見書提出と決しました。

次に、閉会中の継続審査になっておりました平成16年陳情第17号、消費税の大増税及び定率減税縮小に反対する陳情は、委員会においては、不採択であります。これに賛成

の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、平成16年陳情第17号は、不採択と決しました。

日程第3 議員議案第1号・議員提出議案第2号

議長（下西淳史君） 日程第3、議員提出議案第1号、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」の提出について及び議員提出議案第2号、北方領土問題の解決促進に関する決議を一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

議員提出議案第1号について、松下克議員。

7番（松下 克君） 意見書の朗読をもって提案理由とするものであります。

人権侵害救済法の早期制定を求める意見書

人権が侵害された被害者を救済する法制度の確立を求める広範な運動が展開される中、政府として、日本国憲法で保障された「基本的人権の尊重」を遵守し、同時に国際的な責務を果たすために、1993年に国連総会で日本政府も賛成し採択された、国際的な合意事項である「国内人権機関の地位に関する原則（パリ原則）」に基づく人権機関が設置され、人権救済制度が確立されるべきである。

そのためにも、次の諸点に留意し、早期「人権侵害救済法」が制定されるよう強く要望する。

記

1. 政府機関からの独立性を確保するために「パリ原則」を踏まえ、創設する人権委員会を内閣府の外局として設置すること。
2. 人権侵害の被害救済が迅速かつ効果的に実施されるよう実効性を確保するために、少なくとも都道府県ごとに地方人権委員会を設置すること。
3. 国や都道府県において設置される人権委員会の委員及び事務局は、それぞれの人権委員会が多様性・多元性に配慮して人権問題・差別問題に精通した人材を、独自に採用すること。
4. 人権委員会は、マスメディアの取材や報道に対する規制、さらには様々な人権団体の取り組む自主的な活動への不当な妨害をすることなく、十分な連携をとりながら活動すること。
5. 人権擁護委員制度については、抜本的な制度改革を行い、国や都道府県に設置される人権委員会と十分連携をとりながら、地域での効果的な活動ができるようにすること。
6. 「人権侵害禁止」「差別禁止」の概念に恣意性を持たせないために、「人権」「人権侵害」「不当な差別」についての明確な定義を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議長（下西淳史君） 議員提出議案第2号について、岡空研二議員。

18番（岡空研二君） 議員提出議案第2号の提案理由については、読み上げをもってかえさせていただきます。

北方領土問題の解決促進に関する決議

我が国固有の領土である歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島は、今日もなおその返還が実現していない。

昭和20年、当時のソ連邦が不法占拠して以来、50数年間の永きにわたり希望と落胆の交錯する中、北方四島を故郷とする元島民も平均年齢70歳を超え、一日も早くこの問題が解決されることを熱望している。

これまでも北方領土返還要求を国民の総意の運動として展開してきたが、戦後60年を迎えた今、返還実現の目標を目指し、全国民がより一層運動の盛り上がりを図り、この問題の解決に向けて、政府はこれまで以上の強力な外交交渉により、日本国民の永年の悲願である北方領土の一日も早い返還の実現と、日ロ平和条約を締結し真の日ロ友好関係を確立するよう強く要望する。

以上決議する。

議長（下西淳史君） お諮りいたします。議員提出議案第1号、「人権侵害救済法の早期制定を求める意見書」の提出について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第1号は、原案のとおり決しました。

次に、議員提出議案第2号、北方領土問題の解決促進に関する決議について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下西淳史君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号は、原案のとおり決しました。

ただいま可決いたしました意見書決議は、議長名で関係する諸機関に送付をいたします。

日程第4 議員提出議案第3号

議長（下西淳史君） 日程第4、議員提出議案第3号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

森岡俊夫議員。

19番（森岡俊夫君） 議員提出議案第3号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、提出者を代表して提案理由を説明いたします。

本市を取り巻く経済情勢、雇用環境は、かつて経験したことのない厳しい状況が続いています。本市の財政状況は、市財政の基本であります市税の引き続きの減少と地方交付税等の削減により一層厳しくなることが予想され、財政構造の根本的改革が強く求められています。平成17年度予算案においても基金の取り崩しを極力抑え、借入金の抑制も図るなど、財政全般にわたって健全化に向けた懸命な努力をされているところであります。

こうした現況にあって、市民の代表である我々市議会議員には、市民の心情を重く受けとめ、みずからの報酬を削減することを含めて財政の健全化に向けての一層の取り組みが求められているものと考えています。よって、さらなる行財政改革を推進し、単独存続のための強固な基盤づくりの一助として、我々議員の報酬月額を10%削減する条例制定について提案するものであります。

議員各位におかれましては、この趣旨を御理解いただきまして、原案のとおり可決くださるようお願いいたします。以上。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたらどうぞ。

〔質疑なし〕

議長（下西淳史君） 質疑を終わります。

討論の通告がありますので、これを許します。

平松謙治議員。

3番（平松謙治君） 議員提出議案第3号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、賛成の立場から討論いたします。

議案上程の際、森岡議員の方から説明のあったとおり、国、県、市ともに大変厳しい経済状況にあります。私の方も国税庁の民間給与実態統計調査というのをちょっと調べさせてもらいましたが、1年勤務者、要は定職者の方ですけども、その方の給与の年収が平成10年度から下降の一途をたどっております。境港市において給与のデータは私、ちょっと持ち合わせておりませんが、国以上に厳しい状況にあることは議員の皆様も十分に御認識のことと思います。議員報酬を10%削減し、先ほど上程理由にもありましたように行財政改革の一助としていただきたいと思います。

また、このテン%の削減という数値的なものが出ております。これに関して私も、じゃあテン%が適切なのかどうかということで試算をしてみました。これはあくまで試算でありますのでお聞きいただきたいと思いますが、本人、そして妻1人、子供1人、小学生として例えました。その方が仮に職を持ってなくて国民年金、国民健康保険に加入しているということで算出してみますと、月額で手取りが23万円という数字になります。一応20%というものも試算してみました。20%においては約20万円という数字になりました。年収ベースにおいては、テン%で640万円という数字になりまして、まだまだ検討する余地があると思いますけども、このたびのテン%のカットを条例化ということで、

まず、本3月議会でも私、話させてもらったよう、P D C A、プラン・ドゥー・チェック・アクションというものを今後とも行いつつ、行財政改革、そして議員報酬の適正化について考えていきたいと思えます。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

議長（下西淳史君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議員提出議案第3号、境港市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第3号は、原案のとおり決しました。

日程第5 議員提出議案第4号

議長（下西淳史君） 日程第5、議員提出議案第4号、境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

長谷正信議員。

8番（長谷正信君） 提案者を代表いたしまして、一言提案理由を申し上げます。

まず最初に、我々議員は市長と同じく市民に選ばれております。このことはだれでも知ってるわけですが、そういう意味で市民の目線でやはり政治というものは行う必要があります。私は昭和49年に市議会議員に当選させていただき、自来31年余りやってきておりますが、議会が開かれているときは市長よりも議長の方が優位であります。また議会を構成する議員は、その意味でも、その権威と誇りと威信というものを持つ必要があると思っております。私も諸先輩にもまれながら今日を迎えており、いつまで市会議員を続けることができるかもわかりません。したがって、そういう意味で若い人に少しでもためになるような話をしたいと思っております。

当時、市会議員の構成は、社会党が3人、共産党が1人、公明党が1人、無所属1人、24人ですから18人のうち6人が保守会派じゃなかったわけでありまして、その18人の港友クラブの面々は非常にすばらしい人たちでありました。その中で議長選挙が控えておりまして、ちょうど半々、9対9になっていたわけでありまして。そのころは保守系の議員も何ていうのですか、主義主張の合わない人とは組まないという非常に立派な政治家がおりまして。そういうことで無所属の私との話し合いで、ここにも掲げてあります私は3つの条件を出しました。1つは、議会に国旗を掲示すること。次は、C1の導入と新滑走路の早期使用ということを港友クラブに申し上げたわけでありまして。そうしたら、わかったと、

協力しましょうと、そういうようなことで結局、私も港友クラブに入って、その後ずっとやってきたわけでありまして、そういう意味でも、ただ1人の議員でも責任をとらなきゃいかん、それが大きく変えるっていうことを私は皆さんに言いたいのです。つまり1人だからどうの、2人だから力が弱いのかというんじゃないで、議員一人一人が物すごく責任を持つし、権威があるということをまず言いたいのであります。

その中であって、議員の定数を削減するということは身を切るより痛いというか、厳しいものであります。あえて私がこの議員定数を削減することを申し上げることは、本心からいうと余り進まないわけではあります、当市をめぐる情勢を思うときに、やはり定数減をしなければいけないなあとおぼえて、私は、みなとクラブにこの件については党議拘束っていうか、会派拘束を解いてくれと、自由な議員の一人一人の発議によってくれとお願いいたしまして、これにも書いてあるとおり、石長靖哉議員、荒井秀行議員の賛同を得たわけではあります。このことは、普通のことよりは重いわけです。なぜかといいますと、我々は会派に属していると、なるべく会派で行動することになるわけですが、そういう意味で今後の一つの新しいあり方となろうと思っております。したがって、これが通る通らないは別として、やはり今後こういうことで進めていければ、非常に民主的な運営ができるのではないかと、こういう意味で非常にすばらしいことだと自画自賛しているわけではあります。

本当の今度は理由を言います。今、中村市長は、職員の意識改革、それから協働のまちづくりということで、まちづくり委員会とか、あるいは職員の意識改革とかやっております。そこで議員は何もしなければ、職員が本当にその気になって意識改革してきたら恐らく市会議員が束になってかかっても、当市の職員の能力にはかなわないと思います。それから、市民が3,000円の安い日当であっても本当のまちづくりに参加してきたら、何だ、それぐらいのことができないだか、市会議員はと、こういうふうに言われます。そういう意味で議員の資質も高めないかんし、やはり物の考え方もきちっとしなきゃいかんというふうに追い詰められてきます。なおかつ議員がチェックすべき決算についても、外部監査を導入するということになると、向こうは専門家であります。それに伍して議会の権威と働きを市民に示し、認めていただくためには、どうしてもそのためのお金が必要です。そういう意味で、我々の削ったお金をただの財政改革に用いるのではなくて、例えば大学の助教授クラスを議会の方に招聘して常時あるいは国の役人を派遣してもらおうとか、あるいは国の法制局とか、そういうところから人材をいただくなどして、議員の政策立案能力と、それから調査能力を高めて市長と対決していかなければ、恐らく境港市をよくすることはできないと思います。そういう意味で、その金で議会の権威と市民に対する負託を守るために、そのお金をつくる必要があると思って、提案するわけではあります。

私は、これまで石黒議員にお願いして、一番最初はやりました。2回目は寺澤八郎さんたちとやりました。3回目は、竹内祐治議員初め皆さんとともに減らしてまいりました。このたびは新しい試みとして2人減らすことで提案させてもらいました。本当に私として

は長い足跡ではありますが、24名で始めたのを16名にするわけであります。

それで、なぜ2人にしたかといいますと、いろいろ意見を聞きましたら、14人にしろとか、あるいは15人にしろ、あるいは2人にしろ、あるいは1人にしろ、全然減らすなというような意見がありました。一番多い意見は2人でありました。というのは、委員会構成については余り少ないといけないじゃないかと、せめて8人ぐらい必要じゃないだろうかという意見が大体多かったのであります。

それともう一つ、いっぱいありますけど、もう一つ申し上げますと、鳥取県の4市の状況をいいますと、大体米子、鳥取は5,000人以上で1人の議員であります、これは新しくなった時点です。倉吉も2,500人以上であります。それから当境港市は16として2,350人と、恐らく県下では均斉のとれたことではないかと、これ以上無理かなということもありまして、全国的にも今3月いっぱい合併するところがありますが、そういうのが全部済んできますと、大体2,500ぐらいが一番最低かなと思います。そういう意味で、いろんな理屈づけがありますが、2人ぐらいが適当ではないかと、こういうことで提案させてもらったわけであります。

委員各位の賛同をいただきまして、境港市議会が全国に先駆けて立派な議会であると、あるいは境港市長、中村市長に対しても、境港の議会の権威の重さを知らせ、かつ、ともに協力して境港市の発展と市民福祉の向上あるいは収入増、豊かな生活を保障するために一生懸命頑張りたいと思つての提案であります。意を尽くせませんが、議員各位の皆様の絶大なる御支援を賜りまして、議決成立させていただきましますよう心からお願いをいたしまして、提案者を代表して提案理由を申し上げます。ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 質疑がありましたらどうぞ。

定岡議員。

6番（定岡敏行君） ちょっと質疑を予定をしようとしたんですけども、今の説明で提案者の意向は意向としてわかりましたので、質疑、結構です。

議長（下西淳史君） 質疑を終わり、討論の通告がありますので、これを許します。

定岡敏行議員。

6番（定岡敏行君） ただいまの議員定数削減に関する議員提案について反対をし、討論をいたしたいと思つています。

長谷議員も、みずからの議員活動を振り返って思いを述べられた分もありますので、私もそういう思いを重ねておこたえをしたいというふうに思つています。

提案者は、いろいろお語りになりましたけれども、つまるところこの財政改革の一助にというのがこの方たちの大きな中心点と思つています。私は議会に出てから、新人議員ではございましたけれども、ずっと公共下水道事業とかごみ問題など数億、数十億にかかわる節約につながる、そういう議論を当局といたしてまいりました。そんなことを言うつもりはなかったんですけども、前市長の黒見さんが入院をなさったときにお見舞いに伺いました。そのときはもうお元気なお顔で安堵したわけでありますけれども、そのとき黒見さん

が、定岡さんには大変勉強させていただいたと、あの指摘いただいた公共下水道の事業の見直しと平成20年前後に集中する職員の退職金問題、この2つを解決すれば大丈夫ですよ、境港はやっていけますよ、こういうふうにおっしゃいましたことを思い出しました。

言いたいのは、議員も頑張れば大きな仕事ができるんだということを私なりに実感いたしました。そして、それは決して私だけのことではなくて、例えば政治家の立場は異にいたしますけれども、私、この議場にいさせていただきまして市政のことを考えれば、例えば南條議員にいたしましても市政の場に市民の願いを届けるさまざまな御提案をなさって、市政を動かしてこられました。また例えば森岡議員にしても、中学校給食のことで大きな働きをなされたし、漁業の分野のことを語られることなどを聞けば、いろいろ私も視野を広げて市政に判断をするときに正しい判断に資することがたくさんあるわけです。

私は、さまざまな分野から、このようにさまざまな市民の声を代表する議席がここにあることが、そうやって学び合い、交流し合っていくことが、市政運営によりよい効果を発揮できるんだというふうに思うんです。2人の削減で恐らく予定される財政効果は、ざっと言って1,500万円ぐらいかというふうに思いますけれども、そんなに議員の働きというのは、役割というのは1,500万円にも及ばないというふうにお考えでしょうか。全く納得できないのであります。

そうしたこの重要な議会の議員数が、この市議会では今でも法定数から6名も削減をしており、常任委員会審議など、わずか6名、委員長を除けば5名、機能不全になりかねない状態ではありませんか。これをもっと減らそうという意見が、ほかならぬ議員の皆さんから出てくるのが私にとっては信じられない思いであります。これ以上の定数削減は、市民の多様な声を市政に反映するという議会の基本的な役割に照らして、また、その議会の機能を一層弱体化するものとして、断固として反対をいたします。

提案者は、市民の目線でこの問題もおっしゃいましたけれども、市民の中に議員定数を減らせ、こういう声があるのは私も承知をしております。本来、自分たちの代表者であるべき市会議員の数を減らせという声が、なぜ市民のところから出てくるのか。議員が何人いたって生活がよくならんじゃないか、役に立ったらんんじゃないか、こういうものではありませんか。景気は一向に回復をしない、リストラで職を失う、医療費が上がる、年金は減る、政治家は一体何やってんだと、こういう不信感であり、怒りであります。問われているのは、数ではなく、議員自身の質、議会の機能の問題ではないでしょうか。

この不信、怒りを払拭するには、我々が一人一人において、また議会として日夜研さんをし、市民の負託にこたえられるように真剣に努力し、前進をすることです。その努力を放棄をして、市民がそげ言うならば減らしてしまえという提案は、提案者の皆さんみずから自分たちはそげなもんだで、議員として失格ですよということを認めるようなものにはなりません。ならば御自身がおやめになればいいと思うんです。だれも引きとめはしないと思います。大事なことは、議会の機能までこうした自殺行為に巻き込まないでいただきたい、そういうふうに思います。

以上、反対討論とし、意を尽くしませんけれども、賢明なる議員の皆さんの御理解をいただいて御賛同いただきたいというふうに思います。御清聴ありがとうございました。

議長（下西淳史君） 渡辺明彦議員。

10番（渡辺明彦君） ただいまの議員提出議案第4号、境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論をいたします。私がおこへ立てば、当然賛成だろうと皆さん思われたと思いますが、反対の討論でございます。先ほど提案者から御指摘がございましたが、会派で賛成反対、このたび分かれております。会派の拘束はいたしておりません。

なぜ私がおこのたび反対をしたかと申し上げますと、先ほど提案者の方から長々と提案理由を申し上げられましたが、私にとっては、どうもさっぱり提案理由がわからないということでございます。事ほどさように議論が不足をしておるといふことが、私が申し上げたいということでございます。

議会改革協議会の方でいろいろ議会改革に関しまして議論をしましてまいりました。本当にその中でたくさんの議論の結果が成果として出てきております。このたびも質問の一問一答制であるとか市議会の情報をホームページで載せるとか、以前には議員定数を削減、報酬の削減、そういったこともずっと議論をしましてまいりました。しかしながら、このたびの議員定数につきましては、全くの議論不足でございます。議会改革協議会のおこの前の会でも、6月をめどに結論を出そうではないかというところになったというふうに思います。議員削減、そのこと自体については、私は反対ではございません。しかしながら、何名を削減したのが議会運営に支障を来さないか、1名なのか2名なのか、あるいはもっと大胆に踏み込んで5名も削減しても議会の運営が可能なのかどうか、そういった議論がまだまだ途中経過でございます。我々も市民の負託を受けて市議会に出させていただきます。議員一人一人がこれからの議会の構成あるいは議会の運営が本当に16名で可能なのかどうか、そういったことをもっと検証する時間が必要だというふうに私は考えております。

先ほどの報酬の削減は4月1日からですから、即17年度の財政に効果がありますが、議員定数の削減は次の選挙からということですので、我々の後の議員さんからということになります。そういった議員の資格あるいは議会の構成、そういったものをもっともっと議論する時間はまだまだあるというふうに思います。9月あるいは6月に議員定数、1名にするのか2名にするのか、そういった決める時間はまだまだあるというふうに認識をいたしておきまして、ただ単に財政上の理由から今すぐに結論を出すということは、いささか時期尚早であるというふうに考えておきまして、このたびの議員提出議案第4号については、反対をいたします。議員各位の御賛同をいただきたいというふうに思います。

以上で討論を終わります。

議長（下西淳史君） ほかにありませんか。

〔討論なし〕

議長（下西淳史君） 討論を終わります。

採決をいたします。

議員提出議案第4号、境港市議会議員定数条例の一部を改正する条例制定について、原案のとおり賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下西淳史君） 起立多数と認めます。よって、議員提出議案第4号は、原案のとおり決しました。

閉 会 （11時25分）

議長（下西淳史君） 以上をもって今期定例市議会に付議された議案並びに陳情の審議を終了いたしました。

これをもって第1回境港市議会定例会を閉会いたします。御苦勞さんでございました。

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

境港市議会議長

境港市議会議員

境港市議会議員